

## 忽那諸島プロモーション業務委託 仕様書

### 1. 業務名 忽那諸島プロモーション業務委託

### 2. 目的

松山市の島しょ部では、島の持続的な発展と活性化を目的とした「愛ランド<sup>りとう</sup>里島構想」のもと、市民の第2のふるさとを目指す取組みとして、里島ツーリズムを軸とした交流人口の拡大施策を実施してきた。そして、令和2年7月にオープンし、通年で営業を開始した中島の宿泊施設「ほしふるテラス姫ヶ浜」を拠点として、忽那諸島の更なる交流・関係人口の拡大による地域活性化を図っているが、そのためには、夏季に限られることなく誘客を図っていく必要がある。

そこで、令和3年度に忽那諸島の魅力や地域資源を活用して、里島プロモーション動画「里島ディスカバリー」を26本制作・公開し、視聴層などのアクセス分析を行った。

本業務では、アクセス分析の結果をもとにインフルエンサーによるSNS発信や各種広告媒体を幅広く活用し、愛媛県民・県外在住者それぞれのターゲットに対して効果的なプロモーションを行い、本市島しょ部地域の認知度向上及び来島を促進する。また、「里島ディスカバリー」を用いた島を訪れる企画（ポイントラリー等）を開催することで、来島のきっかけを作り、本市島しょ部地域の活性化を目指す。

### 3. 履行期間 契約締結日 ～ 令和5年3月31日

### 4. 履行場所 市長が指示する場所

### 5. 業務内容

忽那諸島のプロモーション事業に関し、下記の内容について業務を行う。

- (1) 忽那諸島の認知度向上と誘客促進を図るため行う、ア～ウのプロモーション活動（県内外へ「ほしふるテラス姫ヶ浜」、「里島めぐり（体験メニュー）」の周知を含む忽那諸島のプロモーションの実施）
  - ア 県外在住者に向けて、インフルエンサーによる情報発信を含むSNSを活用したもの
  - イ 県内在住者に向けて、身近で効果的な広告媒体を使用したもの
  - ウ 県内外を問わず、松山市を発着する公共交通機関等の利用者に向けてのもの
- (2) (1)を実施する際の、令和3年度に行った「里島ディスカバリー」へのアクセス分析の結果（別紙2）を基にした、ターゲットごとの広告媒体の選定など事業スケジュール作成（プロモーションの全体像と情報発信の仕組みの提示）

- (3) 令和3年度に忽那諸島の魅力や地域資源を用いて制作したプロモーション動画、「里島ディスカバリー」に登場したスポットを巡るポイントラリー等を企画し、1回以上開催（プロモーション動画を用いたポイントラリー等の実施）

## 6. 業務履行に当たっての注意事項

- (1) 上記の業務内容を履行する際は、アクセス分析の結果を十分に踏まえ、年齢や地域等の各種属性を意識してプロモーションを行うターゲットを決定するとともに、「里島ディスカバリー」も活用してターゲットに対し最も効果的かつ持続的な方法を提示すること。
- (2) 全体像と仕組みの提示は図式で行うこと。
- (3) プロモーションの手法ごとに、選定した判断基準と成果目標も予め企画書に提示すること。
- (4) 5. 業務内容（3）に記載のポイントラリーの実施については、税抜き155,000円以内で実施すること。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、来島が困難となった場合に備え、同額の範囲内で代替企画の実施を想定して、企画書に提示すること。
- (5) 受託者は、事業の状況に応じてターゲットの変更、絞り込み等改善策を甲と協議の上、実施すること。

## 7. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ・忽那諸島プロモーション業務報告書（A4 サイズ）及び必要に応じて DVD-R 等記録媒体 2部

## 8. 検査

本業務は、成果品を作成・納品し、松山市の検査合格後、事業の完了とする。

また、本業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、受託者は松山市の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うこと。

## 9. 成果品の帰属、利用及び著作権

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて松山市に帰属するものとし、受託者は松山市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。また、乙は成果品又は収集した資料を善良な管理の下5年間保存すること。
- (2) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定

- する権利を、成果品の検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 委託者は成果品について、プロモーションへの利用や放送局等に提供できるものとする。
  - (4) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
  - (5) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
  - (6) (2)の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議の上、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

## 10. 再委託の禁止

受託者は、本業務委託の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務や専門外業務にかかる部分等において、あらかじめ書面により松山市の承認を得たものについては、この限りではない。

## 11. 業務責任者・業務担当者

受託者は、業務責任者を定め甲に届け出ること。これを変更した場合も同様とする。業務責任者及び業務担当者は、相当の経験と必要な能力を有する者とする。業務責任者は、本業務に精通し、かつ、高度な技術を有する者を配置し、業務の全般に渡り、技術管理を行うとともに進行管理を行うこと。

## 12. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たり、次の書類を提出すること。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務実施報告書
- (3) その他松山市が指示する書類

## 13. 会計帳簿について

受託者は、この契約に係る会計帳簿その他関係書類を整備して、委託期間の終了した日の属する年度の終了後2年間保存すること。

## 14. 打ち合わせ・協議事項

受託者は、本業務の趣旨を熟知し、実施期間中においては、松山市と打ち合わせを綿密に行い、進捗状況を随時報告すること。

#### **15. 機密の保持**

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### **16. 個人情報の保護**

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない

#### **17. 損害の賠償**

本契約の履行に際して、本契約の違反又は受託者の故意又は過失により、松山市又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

#### **18. 疑義**

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合、速やかに協議を行うこと。